

厚生労働省からの追加報告

○賃金構造基本統計

	概 要	今後の対応
調査票の配布・回収方法	総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともにほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	今後、平成31年度の調査実施に向け、統計委員会における審議も踏まえながら、適正な調査実施に向けた改善を実施
報告を求める期間	調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	
調査対象の範囲	調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	